



個人事業者用

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

優良

税務署長

年 月 日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ		生年 月日	
氏名		年 月 日	

整理番号		職業	フリガナ 屋号
------	--	----	------------

1 届出の区分（適用を受けたい内容に応じて、以下の□のいずれかにチェックを入れる。）

☐ 所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除（※）の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。
(※) 65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、仕訳帳及び総勘定元帳について、規則第5条第5項に規定する優良帳簿の要件に従って保存する必要があります。

☐ 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例（※）の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。
(※) 65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、所得税又は消費税に係る国税関係帳簿の全てについて、規則第5条第5項に規定する優良帳簿の要件に従って保存する必要があります。

2 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日
(次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。)

帳簿の種類		備付け及び保存に 代える日	帳簿の種類		備付け及び保存に 代える日
根拠税法	名称等		根拠税法	名称等	
☐ 所得税法 ☐ 消費税法	総勘定元帳	年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法	仕訳帳	年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日
☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日	☐ 所得税法 ☐ 消費税法		年 月 日

3 その他参考となるべき事項

(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要

☐ 市販のソフトウェアのうちJ I I M Aの認証を受けているもの
(メーカー名： 商品名：)
☐ 市販のソフトウェア（メーカー名： 商品名：)
☐ 自己開発（委託開発の場合は、委託先：)

(2) その他参考となる事項

税理士署名					
-------	--	--	--	--	--

※税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			

(1 / 1)

書 き 方

1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。

2 上記 1 ①又は②の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする年分に係る法定申告期限（翌年の 3 月 15 日）までに、この届出書を提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	上記 1 の①及び②について、適用を受けたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
2	根拠税法	上記 1 の①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿（※）の保存義務等を規定している税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、所得税法及び消費税法の両方により保存義務等が規定されているときは、両方の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
	名称等	名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください（上記 1 の①の適用を受ける場合は記載する必要はありません）。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿について記載してください。
	備付け及び保存に代える日	上記 1 ①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 原則として課税期間の初日（1 月 1 日）となります。 なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「3(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。 【記載例】〇年〇月〇日に開業する予定のため。
3	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、（ ）内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(2) その他参考となる事項	令和 4 年 1 月 1 日前において現に令和 3 年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿（以下「承認済国税関係帳簿」といいます。）について、令和 4 年 1 月 1 日以後に令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください（※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません）。 【記載例】〇年〇月〇日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、〇年〇月〇日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。 ・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…（承認済国税関係帳簿の種類）

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。